ツキノワグマ出没対策連絡会次第

日時：令和６年７月１７日（水）
午前１０時００分から
場所：市役所２階　大会議室

１　あいさつ

２　議題

(1) 福井県のクマの出没状況と対策について
福井県エネルギー環境部自然環境課　企画主査　國永知裕　氏

(2) 市の出没状況・人身被害防止のための対策について

３　その他

市資料

クマの出没状況について（大野市）

令和6年7月10日

クマの出没件数及び捕獲頭数：平成１６年度～令和６年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1～3月	合計	備考
R６	出没件数	2	9	27	4	0	0	0	0	0	0	42	
	放獣頭数	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	
	捕殺頭数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	錯誤捕獲	0	4	10	3	0	0	0	0	0	0	17	
R5	出没件数	0	4	15	10	5	10	27	27	4	4	106	
	放獣頭数	0	0	1	0	0	1	2	6	0	0	10	
	捕殺頭数	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	
	錯誤捕獲	0	2	10	6	3	4	9	3	0	0	37	
R4	出没件数	0	0	7	4	2	4	3	2	0	1	23	
	捕獲頭数	0	0	6	2	1	4	3	2	0	0	18	
R3	出没件数	3	3	10	7	3	4	2	3	0	0	35	
	捕獲頭数	0	1	3	4	3	4	2	2	0	0	19	
R2	出没件数	1	8	17	22	20	27	45	21	1	1	163	大量出没年
	捕獲頭数	0	1	7	15	16	16	11	12	0	0	78	（本部設置）
R1 (H31)	出没件数	1	5	19	13	4	13	45	27	8	1	136	大量出没年
	捕獲頭数	0	1	14	5	3	7	18	26	4	0	78	（本部設置）
H30	出没件数	0	0	13	17	0	0	0	0	0	0	30	
	捕獲頭数	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	9	
H29	出没件数	0	3	6	5	1	0	3	1	0	0	19	
	捕獲頭数	0	1	2	0	0	0	1	1	0	0	5	
H28	出没件数	1	2	3	6	3	5	0	0	0	0	20	
	捕獲頭数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
H27	出没件数	0	2	1	7	3	0	0	2	0	0	15	
	捕獲頭数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
H26	出没件数	0	1	6	9	10	43	51	18	2	2	142	大量出没年
	捕獲頭数	0	0	0	1	2	15	17	1	0	2	38	（本部設置）
H25	出没件数	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	5	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H24	出没件数	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	4	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H23	出没件数	3	0	1	5	2	2	1	0	0	0	14	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H22	出没件数	0	2	6	2	5	28	99	32	1	0	175	大量出没年
	捕獲頭数	0	1	0	0	3	5	13	8	0	0	30	（本部設置）
H21	出没件数	5	2	2	0	0	0	1	0	0	0	10	
	捕獲頭数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
H20	出没件数	4	1	2	1	0	1	5	2	0	0	16	
	捕獲頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H18	出没件数					9	66	314	57	0	0	446	大量出没年
	捕獲頭数					1	11	63	14	1	0	90	（本部設置）
H16	出没件数					3	49	151	31	1	0	235	大量出没年
	捕獲頭数					0	10	29	3	0	0	42	（本部設置）

人身被害防止のための対策について

1　地域住民への注意喚起と対策の徹底について

○下記事項について、今後広報おおのに掲載する。チラシを小中学校に配布。

・登山やキノコ狩りなどで山に入るときは、必ず音の出る物を携帯する。
　また、朝夕の入山や単独行動は避ける。
・カキやクリの木がある場合は、できるだけ早く収穫する。
・人家のまわりや田、畑に野菜や生ごみを放置しない。
・人気のない場所で車を降りる際は、周りの様子をみる。

○電気柵はクマの集落侵入防止のため、１１月中旬まで設置するよう指導している。

2　クマ出没対応マニュアルに基づく対策について

（１）出没情報の収集

地域住民や捕獲隊に目撃や痕跡を発見した場合は、市農業林業振興課へ連絡するよう依頼する。

（２）地域住民や関係機関への出没情報の提供

区長や関係機関を通じて地域住民に出没情報を提供し、注意喚起する。必要に応じ、防災行政無線や広報車を用いて確実に出没情報を伝達し、注意喚起する。

※注意喚起に際し、出没位置図、出没時間等の情報を集約する「福井クマ情報（FBI）https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/KUMA/Top.aspx」への入力による情報提供。

（３）捕獲の実施

集落内等への出没や繰り返し出没する場合など、人身危険性がある場合は、「ツキノワグマの捕獲に関する取扱い指針」に基づき、関係機関と協力し捕獲を実施する。

（４）体制の確認

	関係機関	連絡窓口	担当
1	周辺地区	各区長	地域住民への周知
2	捕獲隊（猟友会）	各支部長	捕獲出動
3	大野警察署 刑事生活安全課	生活安全係	周辺パトロール
4	福井県自然環境課 奥越農林総合事務所		緊急措置
5	自然保護センター		放獣（麻酔銃）
6	教育総務課	学校教育Ｇ	幼稚園、小中学校
7	こども支援課	子育て支援Ｇ	保育園、児童館センター等
8	福祉課	社会福祉Ｇ	福祉施設等
9	健康長寿課	長寿Ｇ	介護施設等
10	建設整備課	整備保全Ｇ	亀山周辺、入山規制
11	観光交流課	施設管理Ｇ	観光施設（越前大野城等）
12	生涯学習・文化財保護課		文化施設（博物館等）
13	地域文化課	各公民館	住民からの問い合わせ対応
14	秘書広報室	秘書広報Ｇ	HP による注意喚起
15	防災防犯課	防災防犯Ｇ	防災無線による住民等への周知

ツキノワグマの捕獲に関する取扱い指針

福井県エネルギー環境部自然環境課
福井県農林水産部中山間農業・畜産課

ツキノワグマ（以下「クマ」という。）は、豊かな生態系を構成する上で重要な大型動物であり、その繁殖力は他の大型獣類と比べて弱く、保護管理を適切に行う必要がある。

第３期福井県第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）（以下「特定計画」という。）に基づき、クマの保護管理と人身等の被害防止の観点から、有害捕獲※1におけるクマの捕獲方法や捕獲後の取扱い方法について下記のとおり取扱い指針を定める。

※1 鳥獣の管理を目的とする捕獲等のうち、野生鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止および軽減を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条に規定する鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等

１　有害捕獲の考え方

・集落でのクマの出没（痕跡を含む）に対しては、迅速な問題個体の有害捕獲を実施し、人身被害防止に努めることとする。
・集落周辺では、集落等へクマが出没しないよう積極的に有害捕獲を行う。
・奥山では、人身被害防止等でやむをえない場合を除き、有害捕獲は行わない。
・錯誤捕獲された場合は、「４　放獣に関する留意事項」を参照の上、原則放獣しなければならない。
・農林水産業等の被害については、適切な防除対策により被害を軽減または防止することが可能であることから、防除を優先させることとし、捕獲は慎重な判断により実施することとする。

２　捕獲方法について

・原則、ドラム缶型はこわなによる捕獲とする。
・わなを設置する際は、人身被害を誘発しないよう設置場所に留意するとともに、集落住民等へ周知する。
・１日に１回以上は捕獲確認を行い、適正な管理に努める。

３　捕獲個体の捕殺・放獣の考え方について

・集落やその周辺に、繰り返し出没する場合や危険な出没の場合など、人身被害の危険性を生じさせるクマについては、原則、捕殺する。ただし、クマの地域個体群の安定的な維持の観点から、年間の捕獲上限数※を上回る場合は、可能な限り放獣に努めるものとする。
・クマの放獣作業は危険であるため、麻酔薬等の投与による個体の不動化が可能な場合など、安全に放獣作業が可能な体制のもと、次項に留意して実施することとする。

※2 特定計画で定めた年間の捕獲上限数
嶺北地域 120 頭、嶺南地域 36 頭

４　放獣に関する留意事項

・集落付近において捕獲された場合など、その場で放獣することが適当でない場合は、奥山等の適切な場所へ移動させて放獣（移動放獣）することとする。

・移動放獣は原則同一市町内で行うこととする。

・移動放獣を行う場合は、事故防止の観点から、原則、麻酔をかけ、可能な限り耳標等により捕獲済認証を施し、クマの性別、体長や体重の計測および撮影を行い、放獣場所に運搬する。また、放獣場所で麻酔が完全に覚めたことを確認し、唐辛子スプレーや爆竹等により嫌悪条件付けを行ってから放獣することとする。その際、周辺の安全確認を十分行い、事故防止に努める。

５ その他の必要事項

・市町は、迅速な有害捕獲が行える捕獲隊を組織するとともに、捕獲に際し、捕獲許可申請の手続きをはじめ県や警察との連携、地元住民等への情報提供等について、速やかに対応できる体制を整備する。

・市町は、捕獲、放獣および捕殺を行った場合、「ツキノワグマ出没情報収集配信システム」 に必要事項を登録して、県自然環境課と県中山間農業・畜産課に報告する。

・有害捕獲により捕殺されたクマについては、市町は有害捕獲隊員の協力を得て、モニタリングに必要な試料や情報を採取し県へ提供するとともに、残渣については適正に処理する。また、必要に応じて、普及啓発のための資料として活用する。

H16.10.7作成
H17.4.1一部修正
H17.5.31一部修正
H18.4.1一部修正
H22.4.1一部修正
H23.4.1一部修正
H26.4.1一部修正
H28.9.14 一部修正
H29.4.1一部修正
R01.10.1一部修正
R04.4.1　修正
R06.4.1　修正

クマに注意！ －思わぬ事故をさけよう－

大野市の山にもクマが住んでいます。夏は自然観察、キャンプ、登山などで山に入る機会が多くなりますので注意しましょう。また、クマは、山の中を食べ物を探して動きまわるうちに人里へ入ることがあります。クマは、朝早くや夜暗くなってから動き回ることが多いので外出するときは注意してください。

◆山の中では、クマよけ鈴など、音の出るもので存在を知らせましょう。

◆クマの隠れ場所になりそうな、見通しの悪いところや沢など、狭いところでは注意しましょう。

◆山とつながっている林や、川沿いのやぶでも注意しましょう。

◆もしクマに出会ったら次のように行動してください。

落ち着いてその場から離れましょう。

その際、クマに背を向けずに、クマを見ながら、ゆっくり落ち着いて後退してください。

あわてた人の急な動作で驚いて、攻撃してくることがあるので、冷静に、あわてず、クマが立ち去ってから、その場を離れましょう。

クマをおどろかすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。写真をとるためフラッシュを使うのも止めましょう。

子グマをみたら、そっと離れましょう。近くに母グマがいるかもしれません。

クマのフン

クマの足あと

クマを見たり、クマの足あとやフンを見つけたら、すぐにおとなにしらせましょう。

【参考文献】米田一彦（1996）「山でクマに会う方法」，米田一彦（1998）「生かして訪ぐ　クマの害」
今泉忠明（＋平野めぐみ）（2004）「野生動物観察事典」

担当：大野市　農業林業振興課【☎６４－４８１８】

Ｅ－１　クマ出没対策本部の設置（大量出没時）	
本部設置まで	１．本部設置までの会議等 （１）８月に自然保護センター職員と一緒に、亀山の堅果類調査を実施。 （２）９月上旬に県主催でツキノワグマ対策連絡会議開催。ここで堅果類調査の結果を踏まえて県から今後のクマ出没の予測が示される。 （３）県連絡会議を受け、市ツキノワグマ出没対策連絡会を開催。 （４）クマの大量出没が予測され、クマの出没が増加傾向にある場合、対策本部を設置するまではクマ対策連絡会議を必要に応じて開催する。 ①構成員（参集範囲） 連絡会は庁内構成員のみ。対策本部設置の際は関係機関も参集対象。 本 部 長：副市長 副本部長：地域経済部長 本 部 員：行政経営部長、健幸福祉部長、くらし環境部長、地域づくり部長、教育委員会事務局長、消防本部消防長、地域づくり部防災防犯課長、教育委員会教育総務課長 事務局長：地域経済部農業林業振興課長 関係機関：福井県（奥越農林総合事務所林業部、自然保護センター）、大野警察署、福井県猟友会大野支部、福井県猟友会和泉支部、大野市区長連合会 ②本部設置の判断基準 ・大量出没年度と比較して出没件数が半分以上 ・市街地での出没が発生した場合 上記の両方を満たした場合は、対策本部の設置について副市長と協議する。 ２．本部設置までの被害防除に係る取り組みについて （１）休日・時間外の対応については、農業林業振興課内で当番２名を受付担当として設置し、必要に応じて対応。 （２）集落等へ出没情報についての連絡（区長、近隣の小中学校、保育園（こども支援課、介護施設（健康長寿課）等） （３）山際集落等へ、イノシシ被害防止電気柵の設置期間の延長を依頼 （４）必要に応じて、出没地域を中心に広報車による注意喚起 （５）出没に対応するため部内職員の応援を依頼 部内の応援職員を３名/日以上確保し、現場対応等を行う
本部設置	１．本部設置 （１）対策会議にて本部設置を決定。 （２）対策本部設置後、6：00～20：00 の間で対応する ２．被害防除についての取り組みについて ■地域経済部内対応の場合

	（１）職員の体制 農業林業振興課職は 4 名/日以上、部内応援職員は 5 名/日以上確保し、平日、休日ともに 6：00～20：00 の間で対応する ※クマの出没状況によっては、上記の時間帯に限らず対応する （２）受付体制（2 名） 平日：農業林業振興課職員 1 名、応援職員 1 名の 2 名とし、応援職員は 6：00～8：30、17：15～20：00 の区分で配置 休日：農業林業振興課職員 1 名、応援職員 1 名の 2 名とし、8：30～12：45、12：30～17：15 の区分で配置 ※上記の時間外は宿直職員の対応とする （３）現場体制 農業林業振興課〇名/日、応援職員〇名/日は、職場（休日は自宅）待機し、本部からの要請で対応を行う。 現場での対応は、状況に応じて段階的に増員する ■全庁体制の場合 （１）職員の体制 平日：農業林業振興課 4 名以上/日、地域経済部応援職員 5 名以上を確保 休日の出没に対応するため、総務課へ応援要請 休日：農業林業振興課職員は 5 名/日を確保、地域経済部応援職員は 6 名/日を確保、部外応援職員は 5 名/日を確保 （２）受付体制（2 名） 平日：農業林業振興課職員 1 名、地域経済部応援職員 1 名の 2 名とし、応援職員は 6：00～8：30、17：15～20：00 の区分で配置 休日：農業林業振興課職員 1 名、部外応援職員 1 名の 2 名とし、8：30～12:45、12：30～17：15 の区分で配置 ※上記時間外は宿直職員の対応とする （３）現場体制 農業林業振興課〇名、部内応援職員〇名、部外応援職員〇名は、職場（休日は自宅）待機し、本部からの要請で対応を行う。 現場での対応は、状況に応じて段階的に増員する （４）クマ出没時および捕獲時の初動体制の強化のため、実施隊員（猟友会）2 名の待機及び常駐 （５）市ホームページによるクマ出没注意喚起
大量出没が終息し始めたら	① 応援体制の解除 ② 夜間広報の規模縮小（出没のあった場合のみ実施） ③ 早朝・夜間・休日の本部待機を解除 ④ 農業林業振興課内で必要に応じて対応。 ⑤ 部解散の時期については本部長と協議する。

Ｆ－１　実施隊員（猟友会員）の常駐	
	出没情報の通報を受けてから捕獲隊が現地に到着するまでの時間を短縮するために、実施隊員（猟友会員）を常駐し、出没情報に対して迅速に対応できるようにする。 １．実施隊員（猟友会員） （１）クマの出没件数の増加と初動体制の強化として実施隊員（猟友会員）のうち２名が常駐する （２）銃器を所持しての出動 ①私用車公務使用の許可申請により対応する。－公用車では不特定多数の人が乗るため、猟銃管理上安全の確保が困難 ②私用者の燃料費は旅費として支払う。よって出張伺いを必ず作成すること。 ③出動報酬：出動した場合は８，０００円／日、待機（出動なし）の　場合は４，０００円／日とする。よって出動記録を必ず作成すること。 ２．主な取組内容 （１）出没情報を基に痕跡確認 主な痕跡：足跡、爪跡、食害跡、糞、クマ棚（枝折り）等 （２）捕獲檻の設置補助 ①捕獲檻保管場所から捕獲檻を設置場所まで運搬 捕獲檻保管場所：上庄堆肥センター （３）設置後の巡回（捕獲確認） ①捕獲檻の捕獲状況確認（巡回）－檻設置者が１日１回以上見回るが、市でも巡回を行う（夏場にドラム缶檻内で死亡するケースがあったため）。 （４）捕獲後の処理 ①放獣処理の場合 ・必ず捕獲隊員と一緒に放獣を行う。 ・放獣作業の写真を必ず撮影する。 ②捕殺処理の場合 ・捕殺個体の処分は分解処理施設または焼却、埋設処分とする。 ・焼却処分の際に解体を要する場合は、解体作業を補助する。

大野市クマ出没対策本部設置要領

（設置）

第１条　ツキノワグマによる人身被害等が発生する危険性が高い場合に、関係機関及び団体と連携し、各種対策を的確に推進して被害を未然に防ぐため、大野市クマ出没対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（任務）

第２条　本部の任務は、次のとおりとする。

（1）住民の安全確保及び避難誘導に関すること。

（2）住民への出没に関する情報提供及び出没地区への注意喚起に関すること。

（3）出没現場周辺の警戒及び捜索に関すること。

（4）関係機関等との連絡調整に関すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　本部は、別表第１の構成員をもって構成する。

２　本部長は副市長、副本部長は地域経済部長をもって充てる。

３　本部長は、本部を統括し、会議の議長となる。

４　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

（本部の設置及び解散）

第４条　本部長は市長の命を受け、本部を設置し、又は解散する。

（会議）

第５条　会議は、本部長が招集する。

２　本部長は、必要があると認められるときは、別表第２に定める協力関係の代表を会議に出席させ、意見または説明を求めることができるものとする。

（事務局）

第６条　本部の事務は、地域経済部農業林業振興課において処理する。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、その都度協議して定める。

附則

この要領は、平成１８年１０月２日から施行する。

附則

この要領は、平成２２年９月１６日から施行する。

附則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

役　職　名	職　　名
本　部　長	副市長
副 本 部 長	地域経済部長
本　部　員	行政経営部長
	健幸福祉部長
	くらし環境部長
	地域づくり部長
	教育委員会事務局長
	消防本部消防長
	地域づくり部防災防犯課長
	教育委員会教育総務課長

別表第２（第５条関係）

機　関　名
福井県 大野警察署 福井県猟友会大野支部 福井県猟友会和泉支部 大野市区長連合会